

東京都生活衛生審議会条例（平成 12 年東京都条例第 37 号）第二条に基づき、  
下記の事項について諮問する。

令和 3 年 2 月 3 日

東京都知事 小池 百合子

記

諮問事項 1 浴場業及び旅館業における構造設備及び衛生措置の基準について  
（諮問理由）

国は、厚生労働科学研究で入浴施設のレジオネラ症対策に関し最新の知見等が  
得られたこと等を踏まえ、令和元年 9 月 19 日に公衆浴場における衛生等管理要領  
及び旅館業における衛生等管理要領の改正を行った。

このことから、東京都が公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関  
する条例（昭和 39 年東京都条例第 184 号。以下「公衆浴場施行条例」という。）  
及び旅館業法施行条例（昭和 32 年東京都条例第 63 号）等に定めている基準の見  
直しが求められている。

よって、浴場業及び旅館業における構造設備及び衛生措置の基準について諮問  
する。

諮問事項 2 浴場業における男女の混浴制限年齢について  
（諮問理由）

国は、厚生労働科学研究の成果等を踏まえ、令和 2 年 12 月 10 日に公衆浴場  
における衛生等管理要領に定める男女の混浴制限年齢の改正を行った。

このことから、都が公衆浴場施行条例に定めている混浴制限年齢の見直しが求  
められている。

よって、浴場業における男女の混浴制限年齢について諮問する。

## 浴場業及び旅館業の構造設備及び衛生措置の基準について

### 1 背景

東京都管内の浴場業及び旅館業における入浴施設の衛生に係る事項については、公衆浴場法、旅館業法に定められているほか、東京都の条例及び規則により規定している。

国は、レジオネラ症対策に関する厚生労働科学研究で、最新の知見等が得られたこと等を踏まえ、公衆浴場及び旅館業における維持管理の指導指針である公衆浴場における衛生等管理要領及び旅館業における衛生等管理要領（以下「衛生等管理要領」という。）を令和元年9月19日に改正し、保健所を設置する都道府県等が行う規定整備のための技術的助言として示した。

### 2 浴場業及び旅館業の構造設備及び衛生措置の基準のあり方

国は、レジオネラ症対策の観点から、気泡発生装置等、調節槽、貯湯槽の点検や清掃等に関する事項を衛生等管理要領に新たに規定した。

東京都は、衛生等管理要領の改正趣旨を踏まえ、条例及び規則に定める構造設備及び衛生措置の規定について見直す。

# 構造設備及び衛生措置の基準の見直しの方向性

※下線部が改正された事項

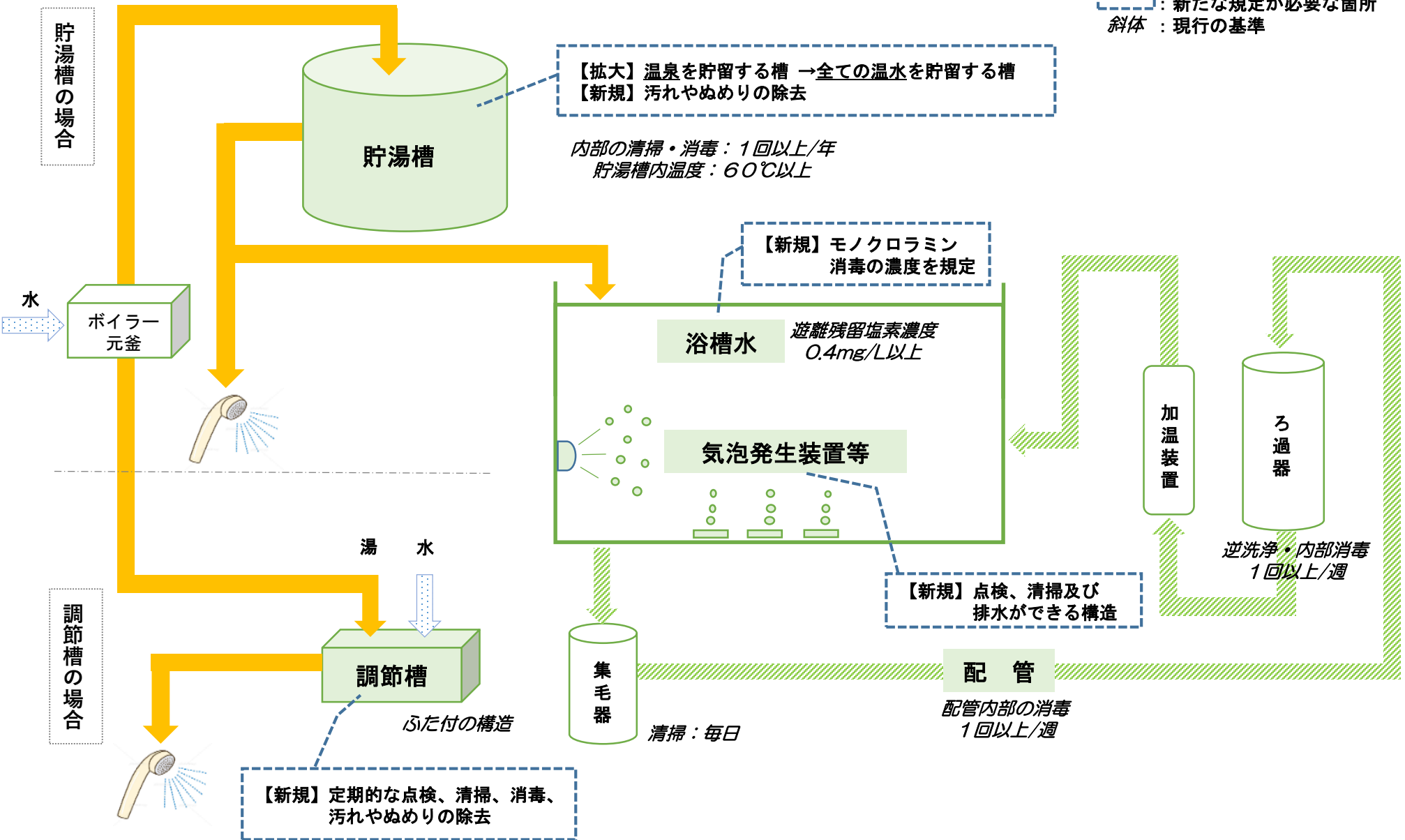
項目	衛生等管理要領の改正内容		現行の条例規定状況	見直しの方向性
気泡発生装置等	構造設備	<p>気泡発生装置等の構造に関する事項が追加された。</p> <p>[公]：Ⅱ-第1-4-(14) [旅]：Ⅱ-第1-12-(4)-2) i</p> <p>気泡発生装置等を設置する場合には、<u>連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。</u></p> <p>また、<u>点検、清掃及び排水が容易に行うことができ</u>、空気取入口から土ぼこりや浴槽水等が入らないような構造であること。</p>	規定なし	<p>条例では、気泡発生装置等を使用している浴槽の毎日換水が規定されている。</p> <p>衛生等管理要領の改正趣旨を踏まえ、レジオネラ症対策の観点から、気泡発生装置等の点検、清掃及び排水についても、構造設備基準を設ける必要がある。</p>
		調節槽	衛生措置	<p>①調節箱(条例においては「調節槽」という。以下同じ。)の管理に関する事項が追加された。</p> <p>②従来から、清掃、消毒について規定されていた。</p> <p>[公]：Ⅲ-第1-1-(1) <u>生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒</u></p>
構造設備	<p>③調節箱の構造に関する事項が新たに規定された。</p> <p>[公]：Ⅱ-第1-4-(22) <u>調節箱を設置する場合は、清掃しやすい構造とし、レジオネラ属菌が繁殖しないように、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行えるようにすること。</u></p>		<p>③ふたに関する規定以外なし</p> <p>[公]：第3条第1項第32号 貯水槽及び調節槽は、ふた付きとすること。</p>	<p>(調節槽については公衆浴場のみ規定)</p>

項目	衛生等管理要領の改正内容	現行の条例規定状況	見直しの方向性
貯湯槽	<p>①貯湯槽の管理に関する事項が追加された。</p> <p>②従来から、貯留する温水の水源を限定していなかった。</p> <p>[公]：Ⅲ-第1-1-(1) [旅]：Ⅲ-4-(5) <u>60℃以上を保ち、最大使用時にも55℃以上とし、これにより難しい場合は消毒装置を設置し、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒設備の破損等の確認、温度計の性能の確認を行うこと。</u></p> <p>衛生措置</p>	<p>①②温泉を貯留する貯湯槽のみ規定</p> <p>[公]：第3条第1項第8号の2 [旅]：第4条第7号ニ 温泉法に規定する温泉を貯留する貯湯槽を使用するときは、次の措置を講じること。</p> <p>○随時点検し、都規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。 ○貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。</p>	<p>①②条例では、温泉を貯留する槽の衛生措置について規定されている。 レジオネラ症対策の観点から、本改正に合わせ、対象を拡大する必要がある。</p> <p>③条例では、貯湯槽の清掃、消毒について規定されている。 衛生等管理要領の改正趣旨を踏まえ、レジオネラ症対策の観点から、より適切に清掃、消毒が実施できるよう、衛生措置基準として、汚れやぬめりを除去する旨の規定を設ける必要がある。</p>
	<p>③貯湯槽の構造に関する事項が追加された。</p> <p>[公]：Ⅱ-第1-6-(2) [旅]：Ⅱ-第1-13-(2) <u>貯湯槽は、60℃以上に保ち、かつ、最大使用時55℃以上に保つ加温装置を設置すること。それにより難しい場合には、消毒設備が備えられていること。貯湯槽は完全に排水できる構造とすること。</u></p> <p>構造設備</p>	<p>③規定なし</p>	

項目	衛生等管理要領の改正内容	現行の条例規定状況	見直しの方向性
浴槽水の消毒	<p>衛生措置</p> <p>①遊離残留塩素濃度が 0.2 ～ 0.4mg/L 程度から 0.4mg/L 程度に変更された。</p> <p>②モノクロラミン消毒による濃度が追加された。</p> <p>[公]：Ⅲ-第 1-5-(5) [旅]：Ⅲ-4-(7)</p> <p>浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常 <u>0.4 mg/L</u> 程度を保ち、かつ、遊離残留塩素濃度は最大 <u>1 mg/L</u> を越えないように努めること。<u>結合塩素のモノクロラミンの場合には、3 mg/L 程度を保つこと。</u></p>	<p>①遊離残留塩素濃度 0.4mg/L 以上と規定</p> <p>②モノクロラミンは、「その他の消毒」として規定しているが、濃度に関する規定なし</p> <p>[公]：第 3 条第 1 項第 8 号の 3 ニ [旅]：第 4 条第 7 号ホ (4)</p> <p>浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が 0.4mg/L 以上とすること。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤とその他の消毒とを併用する等、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</p>	<p>①変更なし</p> <p>②衛生等管理要領の改正趣旨を踏まえ、モノクロラミンによる消毒が適切に行われるよう、衛生措置基準として、濃度を明確に規定する必要がある。</p>

# 公衆浴場等における新たな規定が必要な箇所（概要図）

   : 新たな規定が必要な箇所  
*斜体* : 現行の基準



## 浴場業における男女の混浴制限年齢について

### 1 背景

東京都では、浴場業における混浴制限年齢については、風紀に必要な措置として、条例で規定している。

国は、子供の身体的・精神的な発育状況等が変化していることが予想されていることから、厚生労働科学研究「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」を実施し、令和2年12月10日に、公衆浴場における衛生等管理要領（以下「衛生等管理要領」という。）で規定する混浴制限年齢の引下げを行った。

### 2 混浴制限年齢のあり方

今般の子供の身体的・精神的な発育状況等の変化や、入浴者の意識等を踏まえ、衛生等管理要領が改正されたことから、条例の混浴制限年齢を見直す。

## 混浴制限年齢の見直しの方向性

項目	衛生等管理要領の改正内容	現行の条例規定状況	見直しの方向性
混浴	男女の混浴制限年齢が引下げられた。  [公]：Ⅲ-第1-9-(1) (旧) おおむね 10 歳以上の男女を混浴させないこと (新) おおむね 7 歳以上の男女を混浴させないこと	[公]：第3条第1項11号 10 歳以上の男女を混浴させないこと。	衛生等管理要領の改正趣旨を踏まえ、男女の混浴制限年齢を引下げる必要がある。